

事 務 連 絡  
令和5年9月26日

公益社団法人日本歯科衛生士会 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

令和5年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和5年度の地域別最低賃金額の改定については、全ての都道府県において改定公示が行われ、令和5年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これに伴い、厚生労働省では、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者を対象に、設備投資などに要した費用の一部を助成する業務改善助成金について、対象となる事業場を拡大するなどの拡充を図り、同年8月31日から申請受付を開始しました。

これらを踏まえ、改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）の履行確保及び業務改善助成金の活用促進に向けて、弊省労働基準局では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

については、貴会におかれましても、会員の皆様や都道府県歯科衛生士会等に対して改定額及び発効日の周知等、周知・広報に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、周知のためのポスターを各都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有していますので必要に応じてお問い合わせください。

（参考）

- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

- ・最低賃金特設サイト

<https://pc.saiteichingin.info/>